

文化芸術の意義について、国は「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)」で、次のように整理しています。

[1]豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、[2]他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、[3]新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、[4]科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、[5]文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

上記の国の基本方針にもあるように、優れた文化芸術にふれ、また自ら活動することで、他者と感動を共有し、交流が生まれ、社会とのつながりや社会参加の機会をひらくなど、文化芸術は社会的基盤となり得るものです。そして、芸術表現を通してお互いの個性を認め合うことが、異文化や世代間など多様なコミュニケーション能力の向上にもつながります。

枚方市では、市民の活発な文化芸術活動を背景に、鑑賞機会の充実やより活動が活発化する環境整備に取り組むなど、文化芸術が持つ価値や魅力をまちづくりに活かすため、文化芸術振興条例を制定しました。この条例に基づき、市民をはじめ芸術家、事業者、大学、団体など多くの皆さまと共通認識を図り、連携して市の文化芸術の振興に取り組んでいきます。

**ぼくと一緒に
文化芸術活動に参加してみよう！**

問い合わせ

枚方市地域振興部 文化振興課

Tel.050-7102-3202(直通) Fax.072-846-7952

～文化芸術あふれる 魅力あるひらかたの 実現に向けて～



平成25年12月 枚方市名誉市民森繁久彌生誕100年記念事業「語りと音楽による生誕100年記念公演」

平成26年4月1日に 枚方市文化芸術振興条例を施行しました。

●特色ある文化芸術の創造

市民の活発な文化芸術活動を背景に、枚方らしい特色ある文化芸術活動の創造と発信に対する支援に取り組みます。

●文化芸術を支える人材の育成

市民の主体的な文化芸術活動がより活発に行われるよう、地域において文化芸術を担い、支える人材の育成に取り組みます。

●子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実

子どもや若者が豊かな感性、創造性及び人間性を育むための文化芸術活動の機会の充実に取り組みます。



枚方市産業振興キャラクター
ひこぼしくん